

〔論 説〕

中小企業のための会計制度に関する研究

—経営状況の把握に役立つ会計について—

金 川 一 夫

〔要 旨〕

本研究の目的は、中小企業のための会計基準である SME、指針および要領について、我が国の中小企業の実態と中小企業会計の目的を中心に、比較検討することである。中小企業は①小規模、②経営資源の不足により倒産のような不測の事態に陥る危険性をもっている。中小企業庁は経営者が自らの経営状況を把握して、中小企業特有の経営状態を改善するために役立つ会計を普及させようとしているのである。経営状況を把握するために役立つ会計情報として、10年間の売上高営業利益率の推移のような収益や利益に関する時系列の情報が、経営者自身による事業の説明能力を向上するために役立つのである。SME、指針および要領を比較したとき、要領は、中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計という考えに立って作成されたものであるために、中小企業の経営者に理解しやすいように、収益・費用の認識・測定について記述され、損益計算書の例において、収益とそれに関連する費用を対応させて、それぞれの利益を示しているのである。

1 はじめに

中小企業のための会計に関する基準として、2003年9月に、国際会計基準審議会（IASB）は、「中小企業版 IFRS」（IFRS for Small and Medium-sized Entities）（以下、SME と省略する）の策定を決定し、2009年7月に、それを単独の中小企業向け会計基準として公表している。そして、2005年8月に、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所および企業会計基準委員会（ASBJ）の4団体が、「中小企業の会計に関する指針」（以下、指針と省略する）を公表した。さらに、2011年2月に「中小企業の会計に関する検討会」が設置され、「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、要領と省略する）がとりまとめられ、2012年2月に公表された。これら3つが現時点における中小企業のための会計に関する基準とされている。

本研究の目的は、これらの会計基準¹について、我が国の中小企業の実態と中小企業会計の

¹ 会計基準も会計原則もともに企業の会計実践を指導し、会計目的を達成するための会計行動の指針としてとらえられている。（安藤英義他（2007）p.123）

目的を中心に、比較検討することである。そのために、まず中小企業の属性を調べて、中小企業会計の目的を明確にする。次に、中小企業の経営状況を把握するために役立つ会計情報を取り上げる。その後で、これらの会計基準について要領を中心に比較する。

2 先行研究

中小企業会計に関するこれまでの研究について調べる（文中の下線は筆者による）。

長谷川（1956）「中小企業会計の特質」では、中小企業に共通の会計上の特質を明らかにすることを目的として、「中小企業に対し、いかに第三者的立場からの会計といっても、それは単に計算上の観点であり、企業の維持・運営と債権債務に対する利害関係人の最大関心事は企業主個人の抽象的信用や才腕または道義的倫理観であり、必ずしも企業の物的財産ではない」としている。

山本（1986）「中小企業会計の研究：記帳・記録保存制度を中心に」では、1984年度税制改正の一つとして採用され、1985年1月1日以降に適用することになった「記帳・記録保存制度」について、中小企業の会計に対する知識と技術の普及がどのように行われてきたのか、第二次世界大戦後の動向を調査した後で、商法・税法はともに会計帳簿そのものの概念規定をしていない。そして帳簿への記帳は、法規制するのではなく、中小企業の指導・普及のための体制づくりこそが重要な課題となるであろうと述べている。

大城（2004）「中小企業会計基準の問題点と課題」では、中小企業の会計基準の将来の課題として、①適用される中小企業の範囲について、商法特例法上の資本金基準以外に、売上高、従業員数なども含めて検討されるべきである。②各基準の相違部分は、今後実務上の指針、指導基準として実施していきながらも、調整、修正が必要である。③わが国の法体系が成文法であることから、簡便法よりも具体的な会計基準として会計実務に定着させていくべきである。④中小会社の計算書類の公開制度の信頼性は、中小会社会計基準の設定と中小会社監査の実施によって達成されるものであるとしている。

岡部（2009）「中小企業会計指針の問題点」では、指針はシングル・スタンダード論を基調としているので、「今後、大企業と中小企業における会計基準の制度と実態の乖離の幅は拡大するものと考えられる。そのなかで、ダブル・スタンダード論の一般化による中小企業の実態把握が確実にできる注記事項の義務化が一層要求されてくる」と結んでいる。

神森（2010）「中小企業会計の概念フレームワーク：その必要性と試案」では、中小企業の実情に合った固有の中小企業の会計基準の設定の必要性を認めることによって、その上に立つ

た「中小企業会計の概念フレームワーク」の必要性が是認されるとして、中小企業会計の目的は、会社法の規定による所有者（株主）への会計情報の提供という他律的目的と経営者の経営管理のための会計情報の提供という自律的目的であると述べている。

高木（2010）「中小企業会計基準に関する一考察」では、大会社会計基準と中小企業会計基準に共通の画一型会計基準（シングル・スタンダード）を採用してきた制度のあり方についての批判的考察を行い、選択基準、最適基準の立場から細記型会計基準（ダブル・スタンダード）の正当性を検討し、中小企業の真実な会計とは、企業の立場に立った原価実現、経営効率としての利益の測定を規定する会計基準でなければならない。シングル・スタンダードから脱却し、ダブル・スタンダードを制定するための理論的根拠は既に与えられていると述べている。

河崎（2012）「日本における中小企業会計の現状と課題」では、大企業（公開企業）と中小企業の企業属性は異なるとの認識が出发点であり、指針は、大企業向け会計基準を簡素化したトップダウン・アプローチによるものであり、中小企業にとってはハイレベルな会計基準となっている。要領は、中小企業の属性に即したボトムアップ・アプローチに基づき、国際会計基準（IFRS）の影響を遮断した、中小企業の身の丈に合った会計ルールとされると結んでいる。

山下（2012）「わが国の中小企業会計基準の展開：『中小企業の会計に関する基本要領』をめぐって」では、中小企業にとって指針はハードルが高いということで、要領を策定したのにもかかわらず、ハードルの高さを解消できたかどうかは疑問が残る。問題は、どの会計基準をどのように簡素化するかである。これについてのワーキンググループの要領策定プロセスは、不透明であると述べている。

以上の中小企業のための会計に関するいくつかの研究では、大企業とは異なる中小企業の属性を明らかにして、その属性により会計基準が決まってくるというアプローチがとられている。

3 問題提起

中小企業庁が公表する中小企業白書によれば、2012年度において講じた中小企業施策として、「中小企業の経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す観点から、2012年3月に取りまとめた『中小企業の会計に関する検討会報告書』に基づき、『中小企業の会計に関する基本要領』の普及・活用を推進した」と述べている²。また、2013

² 中小企業庁（2014）p. 233。

年度において講じようとする中小企業施策として、「2013年4月からは、『中小企業の会計に関する基本要領』を会計ルールとして採用する中小企業・小規模事業者に対して、信用保証料率を0.1%割り引く制度を開始する」と述べている³。

このように、中小企業庁は①経営状況の明確化、②経営者自身による事業の説明能力の向上、③資金調達力の強化を促す観点から、2012年度から要領の普及・活用を積極的に推進している。

要領では、その目的について、「(1)中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものである。(2)計算書類等の開示先や経理体制等の観点から、『一定の水準を保ったもの』とされている『中小企業の会計に関する指針』と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象に、その実態に即した会計処理のあり方を取りまとめるべきとの意見を踏まえ、以下の考えに立って作成されたものである。①中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計、②中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計、③中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計、④計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計」と述べている⁴。

このように、中小企業庁は、中小企業の経営状況を明確にするための会計を普及させようとしているのである。本研究では、上述された①の中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計という観点から、SME、指針および要領を比較する。

4 中小企業経営の特徴

中小企業者は「中小企業基本法」（2016年改正）第2条において、次のように定義されている。(1)資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの。(2)資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの。(3)資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの。(4)資

³ 中小企業庁（2014）p. 278。

⁴ 中小企業の会計に関する検討会（2012）p. 1。

本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの。中小企業庁の2013年度の中小企業実態基本調査から、中小企業の従業者数は図表1に示される。

図表1 2012年度 中小企業の従業者数 (上段：件数, 下段：構成比%)

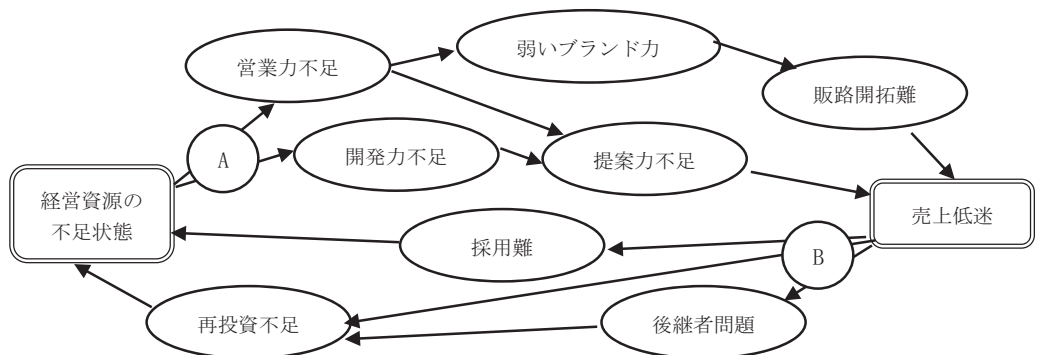
個人企業	法人企業				小計	合計
	5人以下	6～20人	21～50人	51人以上		
1,767,294	988,353	375,030	112,969	64,968	1,541,321	3,308,615
53.4	29.9	11.3	3.4	2.0	46.6	100

出所) 中小企業庁「会社全体の従業者数」。一部修正。

図表1に示されるように、中小企業の会社のうち、53.4%が個人企業、44.6%が50人以下の法人企業であり、51人以上の法人企業は2.0%に過ぎない。

高田(2011)によれば、中小企業の特徴として、定義からして規模が小さいことである。このことは人、物、金、情報、ノウハウ、ブランド等の経営資源が相対的にも絶対的にも不足しがちであることを意味し、中小企業経営の重要な特質を形作っている⁵。

図表2 経営資源不足の影響



出所) 高田亮爾編『現代中小企業論』同友館 p. 40. (一部修正)

図表2左上に示されるAの2つの矢印は、主として人材と資金の不足が営業力と開発力に与える影響である。また、図表2右下に示されるBの3つの矢印は、売上の低迷が採用、再投資、後継者に与える影響である。このような資金、人材および売上高の要因により経営問題が生じることを示している。中小企業庁の2013年度の中小企業倒産状況調査から、中小企業の倒産の状況は図表3と図表4に示される。図表3は資本金からみた倒産の状況である。

図表3に示されるように、2009年から2013年まで、中小企業の会社の倒産件数は約1万5千件から約1万1千件に減少しているが、倒産した会社のうち、50%以上が1千万円以下の資本

⁵ 高田亮爾編(2011) p. 39。

図表3 資本金別倒産状況

(上段：件数, 下段：構成比%)

	1百万円 未満及び個人	1百万円 以上	五百万円 以上	1千万円 以上	5千万円 以上	1億円 以上	合計
2009年	2,563 16.6	3,650 23.6	1,175 7.6	7,115 46.0	627 4.1	350 2.3	15,480 100.0
2010年	2,525 19.0	3,317 24.9	1,154 8.7	5,605 42.1	473 3.6	247 1.9	13,321 100.0
2011年	2,508 19.7	3,324 26.1	1,124 8.8	5,199 40.8	388 3.0	191 1.5	12,734 100.0
2012年	2,191 18.1	3,194 26.3	1,203 9.9	5,029 41.5	341 2.8	166 1.4	12,124 100.0
2013年	1,936 17.8	3,109 28.6	1,067 9.8	4,315 39.8	304 2.8	124 1.1	10,855 100.0

出所) 中小企業庁「倒産の状況」(株式会社東京商工リサーチの調査結果)。一部修正

図表4 原因別倒産状況

(上段：件数, 下段：構成比%)

	放漫経営	過少資本	連鎖倒産	既往の しわよせ	信用性の 低下	販売不振	売掛金 回収難	在庫状態 悪化	過大設備 投資	その他	合計
2009年	821 5.3	1,002 6.5	1,006 6.5	1,489 9.6	97 0.6	10,736 69.4	52 0.3	12 0.1	126 0.8	139 0.9	15,480 100.0
2010年	524 3.9	664 5.0	771 5.8	1,042 7.8	76 0.6	9,962 74.8	50 0.4	8 0.1	94 0.7	130 1.0	13,321 100.0
2011年	522 4.1	662 5.2	709 5.6	1,079 8.5	55 0.4	9,363 73.5	56 0.4	7 0.1	77 0.6	204 1.6	12,734 100.0
2012年	566 4.7	563 4.6	712 5.9	1,321 10.9	48 0.4	8,574 70.7	48 0.4	8 0.1	77 0.6	207 1.7	12,124 100.0
2013年	508 4.7	526 4.8	612 5.6	1,372 12.6	44 0.4	7,468 68.8	50 0.5	6 0.1	71 0.7	198 1.8	10,855 100.0

出所) 中小企業庁「倒産の状況」(株式会社東京商工リサーチの調査結果)。一部修正。

金の会社であり、合計に対する割合は増加傾向にある。中小企業の特徴である規模の小さい企業の倒産件数が多いことを示している。このような倒産の原因は、図表4に示される。

図表4に示されるように、中小企業の会社のうち、2009年から2013年まで、倒産原因の第1位は「①販売不振」(70%前後で推移)である。その次の原因として、「②既往のしわよせ」「③過少資本」が続いている。「①販売不振」による「売上低迷」(図表2右側に示される)が主要な原因であるが、この「売上低迷」からのBの3つの矢印の先にある「採用難」「後継者問題」「再投資不足」などの「②既往のしわよせ」に影響を与えている。さらに、「③過少資本」による「経営資源の不足状態」(図表2左側に示される)からのAの2つの矢印の先の「営業力不足」「開発力不足」に影響を与えているのである。

以上の統計資料に示されるように、中小企業は①小規模、②経営資源の不足により倒産のような不測の事態に陥る危険性をもっている。中小企業庁は中小企業の経営者が自らの経営状況

を把握して、①小規模、②経営資源の不足による中小企業特有の経営状態を改善するために役立つ会計を普及させようとしているのである。

5 会社の経営状況の把握

中小企業白書によれば、中小企業庁は中小農林水産関連企業、中小運輸業、中小建設・不動産業、および生活関係営業に対して、業種別中小企業対策として支援している⁶。中小農林水産関連企業に対する2012年度予算は、図表5に示される。

図表5に示されるように、6次産業化の推進(150億円)、中小農林水産事業者向け支援(779

図表5 中小農林水産関連企業対策

(単位：億円)

	予算	金額
1. 6次産業化の推進		
(1) 農林漁業の成長産業化の実現	2012年度予算 補正予算	95 40
(2) 農林漁業成長産業化ファンドの創設	産投出資、産投貸付	
(3) 農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進	24年度予算 補正予算	5 10
	小計	150
2. 中小農林水産事業者向け支援		
(1) 木材産業体質改善対策事業	2012年度予算	1
(2) 地域自主戦略交付金による木材産業の体制整備への支援	交付金	
(3) 木材産業等高度化推進資金、林業・木材産業改善資金	2012年度融資枠	700
(4) 水産物フードシステム品質管理体制構築推進事業	2012年度予算	1
(5) 産地活性化総合対策事業による乳業再編整備等への支援	2012年度予算	53
(6) HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業	2012年度補正	25
	小計	779
3. 研究開発等横断的分野等における支援		
(1) 競争的資金等により、以下の事業を実施した。		
①イノベーション創出基礎的研究推進事業	2012年度予算	40
②新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業	2012年度予算	38
③民間実用化研究促進事業	2012年度予算	3
(2) 日本公庫による各種融資	財政投融資	
①特定農産加工業者の経営改善、②特定農林畜水産物の新規用途又は加工原材料用新品種の採用の推進、③食品製造業者等と農林漁業者等の安定取引関係構築及び農林漁業施設の整備等、④乳業施設の改善、⑤水産加工業の体質強化等の推進に対して融資した。		
	小計	82
	合計	1,011

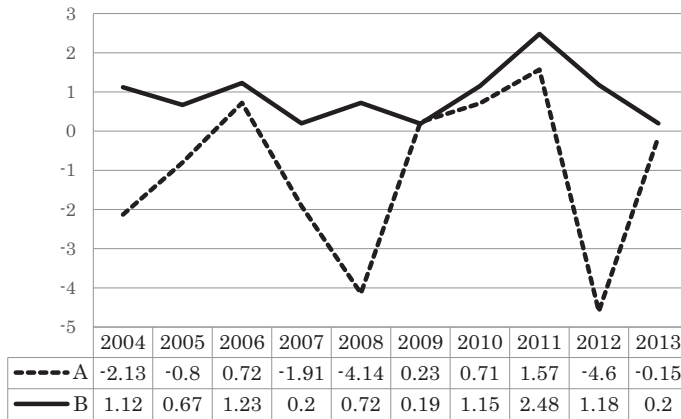
出所) 中小企業白書257-258頁をもとに筆者作成。

⁶ 中小企業庁(2014) pp. 257-261。

億円)、研究開発等横断的分野等における支援(82億円)であり、合計1,011億円の予算を支出している。

このような農林水産関連の中小企業における会計情報は、どのように開示されているのかについて、日本経済新聞社のデータベース⁷を使用して調査する。NEEDS業種分類「農産・農産加工品」、非上場、単独、資本金3億円以下の会社を条件として、22件が検索された。その中から、直近の売上高営業利益率がそれぞれ-0.15%のA社(資本金37百万円、従業員37人)と、0.20%のB社(資本金100百万円、従業員118人)を取り上げる。両社の10年間の売上高営業利益率は図表6に示される。

図表6 両社の10年間の売上高営業利益率



過去10年間の売上高営業利益率の推移をみると、A社は6期で負の値を示している。そのうち2期は-4%を下回っている。B社はすべて正の値を示している。この売上高利益率は、売上高に対してどれぐらいの利益が獲得されたかを示す比率で、一般にこの比率が高いほど、収益性に優れているといえる⁸。従って、A社よりB社の方が収益性に優れているといえる。ただし、売上高利益率は業種間格差が大きく、また同業種であっても営業政策等の違いによって差異が生じる⁹。A社の主要な事業は鶏卵¹⁰の生産・販売であり、図表7に示される鶏卵卸売価格に影響されて、売上高利益率が大きく変動しているのである。これに対して、B社は果実ジャム・ピューレー・クリーム類の製造業であるために、価格変動の影響が少ないのである。

⁷ 日経 Value Search (九州産業大学図書館)。

⁸ 安藤英義他(2007) p. 123。

⁹ 安藤英義他(2007) p. 123。

¹⁰ 卸売価格は、鶏卵の自給率が95%と高く、需要も概ね安定的に推移していることから、わずかな生産量の変動が大幅な価格変動につながりやすい傾向にあり、季節的な変動のほか5~6年を周期とするエッグサイクルが存在する。(生産局畜産部食肉鶏卵課(2014) p. 16)(エッグサイクルとは、卵の価格変動を示す5~6年周期の大きなうねりのことで、卵価の高い時にヒナの餌付けが増え、成鶏羽数が増えると価格が低迷し、飼養羽数が抑制され、また卵価が回復するというサイクルが主要な原因とされる。)

図表7 鶏卵卸売価格（標準取引価格）の推移

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
平均価格	200	181	178	168	190	170	191	181	176	205
変動率	43.9	▲9.5	▲1.7	▲5.6	13.1	▲10.5	12.4	▲5.2	▲2.8	16.5

出所) 生産局畜産部食肉鶏卵課 (2014)「食肉鶏卵をめぐる情勢」農林水産省 p. 16。

以上のように、10年間の売上高営業利益率の推移のような収益や利益に関する時系列の情報
は、中小企業の経営者自身による事業の説明能力を向上するために役立つのである。

6 中小企業のための会計基準の関係性

2005年に、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会 (ASBJ) により、指針が公表された。その後、2012年に、中小企業の会計に関する検討会によって、要領が公表された。要領は、指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象に、その実態に即した会計処理のあり方を取りまとめるべきとの意見を踏まえて、作成されたものである¹¹。

要領では、企業会計基準、指針との関係について、「要領の利用が想定される会社において、金融商品取引法における一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下、企業会計基準と省略する）や指針に基づいて計算書類等を作成することを妨げない¹²」と述べている。さらに、国際会計基準との関係について、「要領は、安定的に継続利用可能なものとする観点から、国際会計基準の影響を受けないものとする¹³」と述べている。

このように、要領は、指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象にした会計処理のあり方を取りまとめたものであり、企業会計基準、指針に基づいて計算書類等を作成することも可能であるが、SME等の国際会計基準の影響を受けずに、安定的に継続的に利用できるものである。

7 損益計算書作成のための会計基準の比較

本研究では、中小企業の経営者が自らの経営状況を把握するために役立つ会計として、経営

¹¹ 中小企業の会計に関する検討会 (2012) p. 1。

¹² 中小企業の会計に関する検討会 (2012) p. 2。

¹³ 中小企業の会計に関する検討会 (2012) p. 2。

成績を明らかにする損益計算書を作成するための会計基準として、SME、指針および要領を取り上げる（文中の下線は筆者による）。

SMEは収益・費用の認識・測定¹⁴、および包括利益合計及び純損益について、次のように述べている¹⁵。そして、SME「財務諸表の例示並びに表示及び開示チェックリスト」において、附表1、2に示されるような損益計算書の例を示している¹⁶。

- (1) 収益の認識は、資産及び負債の認識及び測定の直接の結果である。企業は、収益を、資産の増加又は負債の減少に関連する将来の経済的便益¹⁷の増加が生じ、かつ、それを信頼性をもって測定できる場合に、包括利益計算書（又は、表示されている場合は損益計算書）に認識する（SME2. 41）。
- (2) 費用の認識は、資産及び負債の認識及び測定の直接の結果である。企業は、費用を、資産の減少又は負債の増加に関連する将来の経済的便益の減少が生じ、かつ、それを信頼性をもって測定できる場合に、包括利益計算書（又は、表示されている場合は損益計算書）に認識する（SME2. 42）。
- (3) 包括利益合計¹⁸は、収益と費用の間の算術的差額である。これは財務諸表の個別の構成要素ではなく、個別の認識基準は必要ない（SME2. 43）。
- (4) 純損益は、収益及び費用のうち、本基準でその他の包括利益項目¹⁹に分類される収益及び費用以外のものの算術的差額である。これは財務諸表の個別の構成要素ではなく、個別の認識基準は必要ない（SME2. 44）。

さらに、財務諸表の情報の質的特性における比較可能性（SME2. 11）の項で、「利用者は、企業の財政状態及び業績の趨勢を明らかにするために、各期を通じて企業の財務諸表を比較できなければならない²⁰」と述べている。

¹⁴ SMEは「認識とは、資産、負債、収益及び費用の定義を満たしかつ以下の認識規準を満たす項目を、財務諸表に組み入れるプロセスをいう。(a)当該項目に関連する将来の経済的便益が、企業に流入するか又は企業から流出する可能性が高く、かつ、(b)当該項目が信頼性をもって測定できる原価又は価値を有している場合」、さらに測定の信頼性について「ある項目を認識するための2番目の規準は、当該項目が信頼性をもって測定できる原価又は価値を有していることである」と述べている。（国際会計基準審議会（IASB）（2009a）p. 17）

¹⁵ 国際会計基準審議会（IASB）（2009a）pp. 18-19。

¹⁶ 国際会計基準審議会（IASB）（2009b）pp. 9-10。

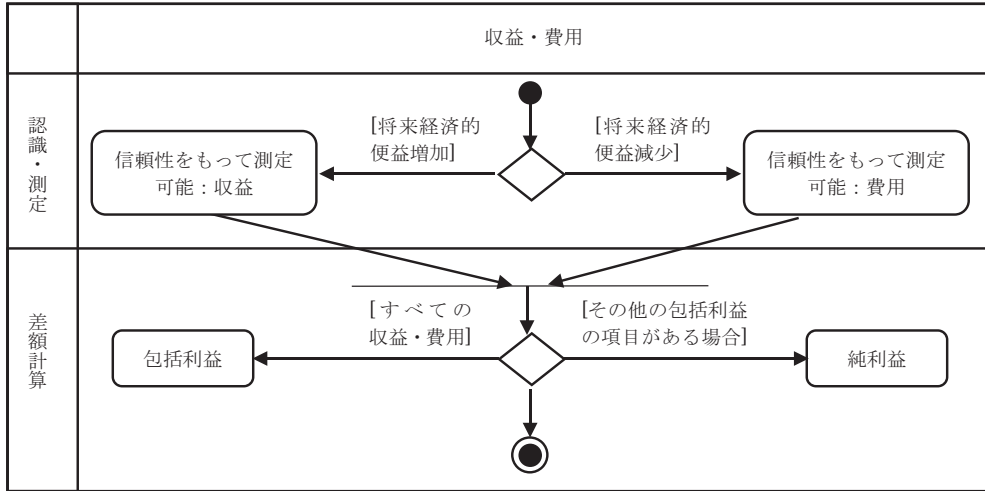
¹⁷ SMEは「資産の将来の経済的便益とは、企業への現金及び現金同等物の流入に直接的に又は間接的に貢献する潜在能力である」と述べている。（国際会計基準審議会（IASB）（2009a）p. 15）

¹⁸ 包括利益は、1会計期間に出資者との取引以外から生じる企業の持分の変動のことである。（広瀬義州他（2010）p. 45）

¹⁹ SMEはその他の包括利益項目を「本基準が要求又は許容するところにより純損益に認識されない収益及び費用の項目（組替調整額を含む）」と定義している。（国際会計基準審議会（IASB）（2009a）p. 197）項目として、為替換算調整勘定、売却可能金融商品の再測定による評価差額、キャッシュフロー・ヘッジ、再評価剰余金、保険数理差損益、持分法で会計処理される関連会社およびジョイント・ベンチャーのその他の包括利益に対する持分等である。（広瀬義州（2010）p. 108）

以上の過程は、図表8に示される。

図表8 SMEの認識・測定



図表8に示されるように、収益・費用の認識・測定で判断を必要としている。認識は将来の経済的便益が増減したときであり、測定には信頼性を要件としている。収益・費用の差額計算では包括利益までかあるいは純損益までを計算するかの判断が必要とされる。IAS18「収益」の物品の販売の節において、「物品の販売からの収益は、次の条件すべてが満たされたときに認識しなければならない」として、(c)収益の額を、信頼性をもって測定できること、(d)その取引に関連する経済的便益が企業流入可能性高いこと、(e)その取引に関連して発生した又はする原価を、信頼性をもって測定できこと²¹としており、SMEの認識・測定はIAS18に基づいている。

指針の2012年版では、各論「収益・費用の計上」の要点で次のように述べ、72-74項においてさらに説明している²²。

- (1) 収益については、収入（将来入金するものを含む。）に基づいた金額で商品等の販売や役務の給付を行った時に計上する。
- (2) 費用については、その支出（将来支出するものを含む。）に基づいた金額を、その性質に

²⁰ 国際会計基準審議会（IASB）（2009a）p. 14。

²¹ IASB（2001）p.A791。IAS18「収益」の物品の販売の節において、「物品の販売からの収益は、次の条件すべてが満たされたときに認識しなければならない」として5項目を示している（14項）。(a)物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値を企業が買手に移転したこと (b)販売された物品に対して、所有と通常結び付けられる程度の継続的な管理上の関与も実質的な支配も企業が保持していないこと (c)収益の額を、信頼性をもって測定できること (d)その取引に関連する経済的便益の企業流入可能性が高いこと (e)その取引に関連して発生した又はする原価を、信頼性をもって測定できること。

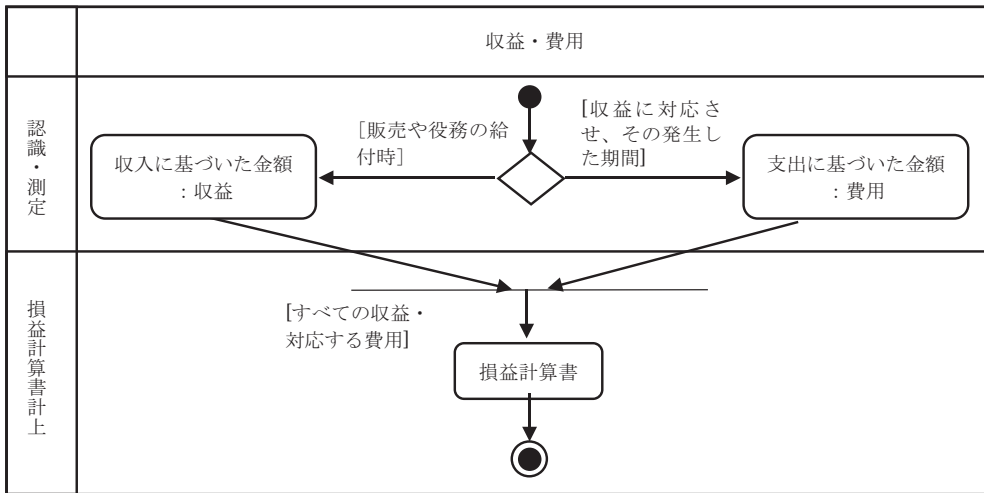
²² 日本公認会計士協会他（2014）p. 41。

より、収益に対応させ、その発生した期間に計上する。

(3) 工事契約については、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用する。

そして、収益及び費用の計上に関する一般原則（72項）として、「企業の経営成績を明らかにするため、損益計算書において一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上する（費用収益の対応原則）。原則として、収益については実現主義により認識し、費用については発生主義により認識する。収益及び費用の計上について複数の会計処理の適用が考えられる場合、取引の実態を最も適切に表す方法を選択する。選択した方法は、每期、継続して適用し、正当な理由がない限り、変更してはならない²³⁾。」としている。以上の過程は、図表9に示される。

図表9 指針の認識・測定



図表9に示されるように、収益・費用の認識・測定で判断を必要としている。認識は、収益については、商品等の販売や役務の給付を行った時、費用については、収益に対応させ、その発生した期間に計上する。測定は、収入に基づいた金額、その支出に基づいた金額である。そして、損益計算書にすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上するのである。収益・費用の計上について、2006年版では次のように述べている²⁴⁾。

①収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上する。

²³⁾ 日本公認会計士協会他（2014）p. 41。

²⁴⁾ 日本公認会計士協会他（2006）p. 35。

②原則として、収益については実現主義により認識し、費用については発生主義により認識する。

2006年版の①「収益・費用の計上」と②「収益・費用の認識」に関する文章は、2012年版で、(1)「収益の計上」と(2)「費用の計上」に関する文章に修正され、(3)として「工事進行基準」と「工事完成基準」に関する文章が追加されている²⁵。指針は2006年から2014年までに7回改正されている。

要領では、Ⅱ各論1において、収益、費用の基本的な会計処理を取り上げて、解説を加えている²⁶。そして、Ⅲ様式集において附表3に示されるような損益計算書の例を示している。

- (1) 収益は、原則として、製品、商品の販売又はサービスの提供を行い、かつ、これに対する現金及び預金、売掛金、受取手形等を取得した時に計上する。
- (2) 費用は、原則として、費用の発生原因となる取引が発生した時又はサービスの提供を受けた時に計上する。
- (3) 収益とこれに関連する費用は、両者を対応させて期間損益を計算する。
- (4) 収益及び費用は、原則として、総額で計上し、収益の項目と費用の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。

解説において、収益について、「収益のうち、企業の主たる営業活動の成果を表す売上高は、(1)にあるように、製品、商品の販売又はサービスの提供を行い、かつ、これに対する対価（現金及び預金、売掛金、受取手形等）を受け取った時（売掛金の場合には、発生した時）に認識するのが原則的な考え方です（一般に「実現主義」といいます）」、費用について、「(2)にあるように、現金及び預金の支払いではなく、費用の発生原因となる取引が発生した時又はサービスの提供を受けた時に認識するのが原則的な考え方です（一般に「発生主義」といいます）」と述べている。さらに、複数ある会計処理方法の取扱いの2項において「会計処理の方法は、毎期継続して同じ方法を適用する必要がある、これを変更するに当たっては、合理的な理由を必要とし、変更した旨、その理由及び影響の内容を注記する²⁷」としている。

以上の過程は、図表10に示される。

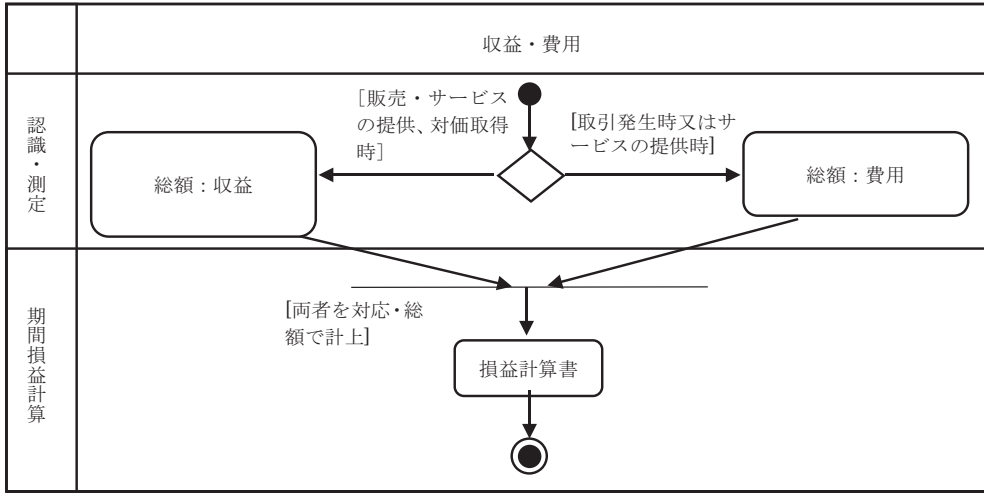
図表10に示されるように、収益・費用の認識・測定で判断を必要としている。認識は、収益については、製品、商品等の販売又はサービスの提供を行った時、費用については、発生原因となる取引が発生した時又はサービスの提供を受けた時である。収益及び費用は、原則として、

²⁵ 日本公認会計士協会他（2013）p. 41。

²⁶ 中小企業の会計に関する検討会（2012）p. 4, p. 20。

²⁷ 中小企業の会計に関する検討会（2012）p. 2。

図表10 要領の認識・測定



総額で計上する。これらは、それぞれ企業会計原則に述べられる実現主義²⁸、発生主義²⁹、および総額主義³⁰である。

これらの会計基準を比較すると、SMEでは、認識の時点をも、将来の経済的便益の増減が生じた時、測定の金額について、信頼性をもって測定できる将来の経済的便益の額としている。そして、附表1では、売上収益から売上原価を差し引いて売上総利益が計算される過程などを示している。附表2では、売上収益等の収益から原材料費及び消耗品費等の費用を差し引いて税引前利益が計算される過程などを示している。

指針では、認識の時点について、収益は商品等の販売や役務の給付を行った時、費用は収益に対応させ、その発生した期間としている。測定の金額について、収益は収入に基づいた額、費用はその支出に基づいた額としている。

要領では、認識の時点について、収益は製品、商品の販売又はサービスの提供を行い、かつ、これに対する現金及び預金、売掛金、受取手形等を取得した時として実現主義を説明し、費用は費用の発生原因となる取引が発生した時又はサービスの提供を受けた時として発生主義を説明している。測定の金額について、総額としている。そして、これらのことは附表3に示され

²⁸ 企業会計原則では、実現主義について「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る」(第二 損益計算書原則 (損益計算書の本質) 三B)と述べている。

²⁹ 企業会計原則では、発生主義について「すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない」(第二 損益計算書原則 (損益計算書の本質) 一A)と述べている。

³⁰ 企業会計原則では、総額主義について「費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない」(第二 損益計算書原則 (損益計算書の本質) 一B)と述べている。

るように、売上高から売上原価を差し引いて売上総利益、売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引いて営業利益が計算される過程などとして示しているのである。

問題提起で述べたように、要領は、指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象に、中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計という考えに立って作成されたものであるために、中小企業の経営者に理解しやすいように、収益・費用の認識・測定について記述され、損益計算書において、収益とそれに関連する費用を対応させて、それぞれの利益を示している。さらに、指針のように、会計基準の変更に伴う毎年の変更はなく、国際会計基準の影響を受けないものとしている。

8 おわりに

本研究の目的は、中小企業のための会計基準である SME、指針および要領について、我が国の中小企業の実態と中小企業会計の目的に対して、要領を中心に比較検討することであった。

本研究では、まず、中小企業は①小規模、②経営資源の不足により倒産のような不測の事態に陥る危険性をもっている。そのために、中小企業庁は経営者が自らの経営状況を把握して、中小企業特有の経営状態を改善するために役立つ会計を普及させようとしていることを明らかにしている。

次に、日本経済新聞社のデータベースから、中小企業の経営状況を把握するために役立つ会計情報として、10年間の売上高営業利益率の推移のような収益や利益に関する時系列の情報が、中小企業の経営者自身による事業の説明能力を向上するために役立つことを示している。

その後で、SME、指針および要領の会計基準を比較している。要領は、指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象にした会計処理のあり方を取りまとめたものであり、企業会計基準、指針に基づいて計算書類等を作成することも可能であるが、指針は企業会計基準の改正に併せる形で、その内容が毎年改正されている。さらに、要領は、国際会計基準（SME）の影響を受けずに、安定的に継続的に利用できるものである。また、要領は、中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計という考えに立って作成されたものであるために、中小企業の経営者に理解しやすいように、各論において収益・費用の認識・測定について記述され、様式集における損益計算書の例において、収益とそれに関連する費用を対応させて、利益を明確に示しているのである。

参 考 文 献

- [1] 中小企業庁 (2014) 『中小企業白書』。
- [2] 日本公認会計士協会, 日本税理士会連合会, 日本商工会議所及び企業会計基準委員会 (2014) 『中小企業の会計に関する指針 (2013年版)』日本公認会計士協会, 日本税理士会連合会, 日本商工会議所及び企業会計基準委員会。
- [3] 生産局畜産部食肉鶏卵課 (2014) 「食肉鶏卵をめぐる情勢」農林水産省。
- [4] 金川一夫 (2014) 「中小企業のための会計制度に関する研究—中小指針の展開について—」九州産業大学経営学会『経営学論集』(25巻1号) pp. 1-18。
- [5] 中小企業の会計に関する検討会 (2012) 『中小企業の会計に関する基本要領』。
- [6] 山下壽文 (2012) 「わが国の中小企業会計基準の展開: 「中小企業の会計に関する基本要領」をめぐって」『佐賀大学経済論集』45巻4号, pp. 49-72。
- [7] 河崎照行 (2012) 「日本における中小企業会計の現状と課題」『甲南会計研究』6号, pp. 1-9。
- [8] 高田亮爾編 (2011) 『現代中小企業論』同友館。
- [9] 高木泰典 (2010) 「中小企業会計基準に関する一考察」『嘉悦大学研究論集』53巻1号, pp. 15-26。
- [10] 神森智 (2010) 「中小企業会計の概念フレームワーク: その必要性と試案」『松山大学論集』21巻4号, pp. 293-314。
- [11] 広瀬義州他 (2010) 『英和和英 IFRS 会計用語辞典』中央経済社。
- [12] 広瀬義州 (2010) 『IFRS 財務会計入門』中央経済社。
- [13] 国際会計基準審議会 (IASB) (2009a) 『中小企業向け国際財務報告基準 (SME 基準)』。
- [14] 国際会計基準審議会 (IASB) (2009b) 『中小企業向け国際財務報告基準 (SME 基準) 財務諸表の例示表示及び開示チェックリスト』。
- [15] 岡部勝成 (2009) 「中小企業会計指針の問題点」『経営教育研究』12巻2号, pp. 59-68。
- [16] 安藤英義他 (2007) 『会計学大辞典第5版』中央経済社。
- [17] 日本公認会計士協会, 日本税理士会連合会, 日本商工会議所及び企業会計基準委員会 (2006) 『中小企業の会計に関する指針 (2006年版 (確定版))』日本公認会計士協会, 日本税理士会連合会, 日本商工会議所及び企業会計基準委員会。
- [18] 大城建夫 (2004) 「中小企業会計基準の問題点と課題」『産業総合研究』12号, pp. 47-58。
- [19] The International Accounting Standards Board (IASB) (2001) "International Accounting Standard 18 Revenue".
- [20] 山本繁 (1986) 「中小企業会計の研究: 記帳・記録保存制度を中心に」『三田商学研究』29巻5号, pp. 10-24。
- [21] 長谷川忠一 (1956) 「中小企業会計の特質」『駒澤大学研究紀要』14号, pp. 237-251。

附表1) XYZグループ (選択肢1—費用を機能別に分類する場合の例示)
20X2年12月31日に終了した事業年度の連結包括利益及び剰余金計算書

	注記	20X2年	20X1年
売上収益	5	6,863,545	5,808,653
売上原価		(5,178,530)	(4,422,575)
売上総利益		1,685,015	1,386,078
その他の収益	6	88,850	25,000
販売費		(175,550)	(156,800)
管理費		(810,230)	(660,389)
その他の費用		(106,763)	(100,030)
財務費用	7	(26,366)	(36,712)
税引前利益	8	654,956	457,147
法人所得税費用	9	(270,250)	(189,559)
当期利益		384,706	267,588
利益剰余金期首残高		2,171,353	2,003,765
配当金		(150,000)	(100,000)
利益剰余金期末残高		2,406,059	2,171,353

注記：上記に例示した様式は、費用を機能によって集計している（売上原価、販売費、管理費など）。XYZグループの期中における持分の変動が、純損益及び配当金の支払のみによって発生しているため、XYZグループは別個の包括利益計算書及び持分変動計算書の代わりに、単一の包括利益及び剰余金計算書を表示することを選択している。

出所) 中小企業向け国際財務報告基準 (SME 基準) 財務諸表の例示表示及び開示チェックリスト p. 9。

附表2) XYZグループ (選択肢2—費用を性質別に分類する場合の例示)
20X2年12月31日に終了した事業年度の連結包括利益及び剰余金計算書

	注記	20X2年	20X1年
売上収益	5	6,863,545	5,808,653
その他の収益	6	88,850	25,000
製品及び仕掛品の増減		3,310	(1,360)
原材料費及び消耗品費		(4,786,699)	(4,092,185)
人件費		(936,142)	(879,900)
減価償却費及び償却費		(272,060)	(221,247)
有形固定資産の減損損失		(30,000)	—
その他の費用		(249,482)	(145,102)
財務費用	7	(26,366)	(36,712)
税引前利益	8	654,956	457,147
法人所得税費用	9	(270,250)	(189,559)
当期利益		384,706	267,588
利益剰余金期首残高		2,171,353	2,003,765
配当金		(150,000)	(100,000)
利益剰余金期末残高		2,406,059	2,171,353

注記：上記に例示した様式は、費用を性質によって集計している（原材料費及び消耗品費、人件費、減価償却費及び償却費、減損損失など）。XYZグループの期中における持分の変動が、純損益及び配当金の支払のみによって発生しているため、XYZグループは別個の包括利益計算書及び持分変動計算書の代わりに、単一の包括利益及び剰余金計算書を表示することを選択している。

出所) 中小企業向け国際財務報告基準 (SME 基準) 財務諸表の例示表示及び開示チェックリスト p. 10。

附表3)

損益計算書

自 平成〇〇年〇月〇日

至 平成〇〇年〇月〇日

(単位：円 (又は千円))

項目	金額	
売上高		〇〇〇
売上原価		〇〇〇
売上総利益		〇〇〇
販売費及び一般管理費		〇〇〇
営業利益		〇〇〇
営業外収益		
受取利息	〇〇	
受取配当金	〇〇	
雑収入	〇〇	
営業外収益合計		〇〇
営業外費用		
支払利息	〇〇	
手形売却損	〇〇	
雑損失	〇〇	
営業外費用合計		〇〇
経常利益		〇〇〇
特別利益		
固定資産売却益	〇〇	
投資有価証券売却益	〇〇	
前期損益修正益	〇〇	
特別利益合計		〇〇
特別損失		
固定資産売却損	〇〇	
災害による損失	〇〇	
特別損失合計		〇〇
税引前当期純利益		〇〇〇
法人税、住民税及び事業税		〇〇
当期純利益		〇〇〇

出所) 中小企業の会計に関する検討会「中小企業の会計に関する基本要領」2012年2月1日, p. 19(一部修正)。